

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年5月22日

福岡市水道局浄水部瑞梅寺浄水場

1. 公募の趣旨

本委託業務は、瑞梅寺浄水場の水車・発電機で構成された設備である小水力発電設備の点検業務を行うものである。

本設備は設置した業者独自の技術により設計・施工され、その点検については、本設備全体を熟知している必要があるため、当該設備の設計・製作及び施工を行い、設備全般を熟知した特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

瑞梅寺浄水場小水力発電設備点検委託

(2) 請負契約等の内容

瑞梅寺浄水場に設置している小水力発電設備の点検業務

(3) 履行期間（予定）

令和8年7月から令和9年3月まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2.(2)の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

(3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募

手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

別紙1のとおり

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和8年5月22日から令和8年6月5日まで（閉庁日を除く）
（受付時間は、10時00分～16時00分）

② 配布場所

水道局浄水部瑞梅寺浄水場
所在地 糸島市山北5番地2
電話 092-323-8441
担当 河野

③ 配布方法

配布場所において配布する。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和8年5月22日から令和8年6月5日まで（閉庁日を除く）
（受付時間は、10時00分～16時00分）

② 提出場所

(1) ②に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請

負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

水道局浄水部瑞梅寺浄水場

所在地 糸島市山北5番地2

電話 092-323-8441

担当 河野

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。

公募要件

	項目	詳細な要件	請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類
全般	所在地	福岡市内に本店または支店を有すること。	履歴事項全部証明書の写し
	税金	市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	納税証明書の写し
実績	施工実績	過去において、浄水施設の小水力発電設備点検業務を本市、国、地方公共団体から直接受託した実績があること。	委託等契約書の写し
執行体制	技術力	常勤の自社社員で、当該設備に精通した技術者を点検に従事する作業員として配置することが可能であること。	在籍証明書 業務履歴書
	組織体制	今後のメンテナンス、故障発生時の対応、メーカーの保証等を勘案し、メーカーの技術員又はメーカーにより認定された作業員による業務の実施を行えるものであること。	緊急連絡体制表 組織体制表